

横芝光町農業委員会委員選挙が 3月11日に行われます

任期満了に伴う、横芝光町農業委員会委員一般選挙が、次のおり行われます。

◆選挙期日 3月11日(日)【3月6日告示】

◆立候補届出日 3月6日(火) 午前8時30分～午後5時

◆選挙すべき委員数

第1選挙区(栗山・鳥喰・上堺地区)	4人
第2選挙区(横芝・大総地区)	4人
第3選挙区(日吉・南条地区)	4人
第4選挙区(東陽・白浜地区)	4人

立候補予定者説明会

■日時

2月15日(木) 午後1時30分

■場所

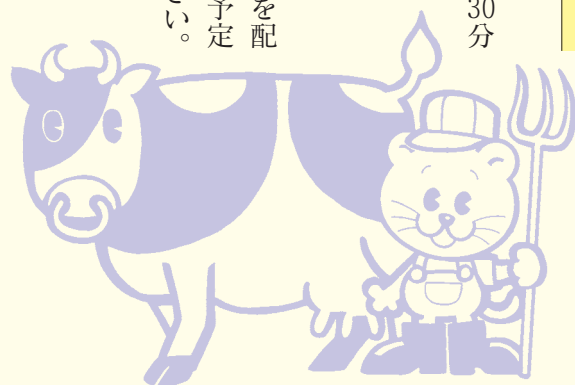
役場 第3会議室

◎立候補に必要な届出書類を配布しますので、立候補を予定している方は御出席ください。

※問い合わせ

選挙管理委員会

☎84-1211



20歳になったら国民年金

成人を迎えられるみなさん、おめでとうございます。

20歳になると成人として多くの権利が認められますが、また同時に義務を課せられます。国民年金に加入することもその一つです。

国民年金は、やがて訪れる長い老後や、「もしも……」のときのリスクに備え、保険料を出し合いお互いを支え合う制度です。

国民年金は、20歳から60歳までのすべての人が加入する制度です。

20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

こんな制度があります

学生納付特例制度

在学期間中の保険料を社会人になってから納めることができる制度です。

学生で所得がない場合や少ないことにより保険料を納めるのが困難なときは、申請をすることにより社会保険事務所で前年の所得などを審査して承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予されます。

若年者納付猶予制度

30歳未満の人に限り利用できる制度です。

30歳未満(20歳代)で保険料の納付が困難なときは、申請をすることにより社会保険事務所で本人及び配偶者の前年の所得を審査して承認を受けると、その期間保険料の納付が猶予されます。

保険料免除制度

所得に応じて「全額免除」、「4分の3免除」、「半額免除」、「4分の1免除」の4段階の免除制度があります。

失業などにより所得(収入)が少なく保険料の納付が困難なときは、申請をすることにより、社会保険事務所で本人、配偶者及び世帯主の前年の所得を審査して承認を受けると、その期間保険料の全額もしくは一部の納付が免除されます。

※学生納付特例制度及び若年者納付猶予制度は、保険料を納付しなければ老齢基礎年金の年金額には算入されませんが、保険料免除制度の免除を受けた期間の年金額は、全額免除で3分の1、4分の3免除で2分の1、半額免除で3分の2、4分の1免除で6分の5が反映されます。

※問い合わせ 住民課国保年金班 ☎84-1214 横芝行政センター ☎82-1111